

速報！さくらユウワ通信

特定資産の買換えの課税特例の見直し

昨年の税制改正大綱により、特定資産の買換え特例が見直される予定です。今回はその改正内容を確認していきます。

1. 特定資産の買換え特例とは

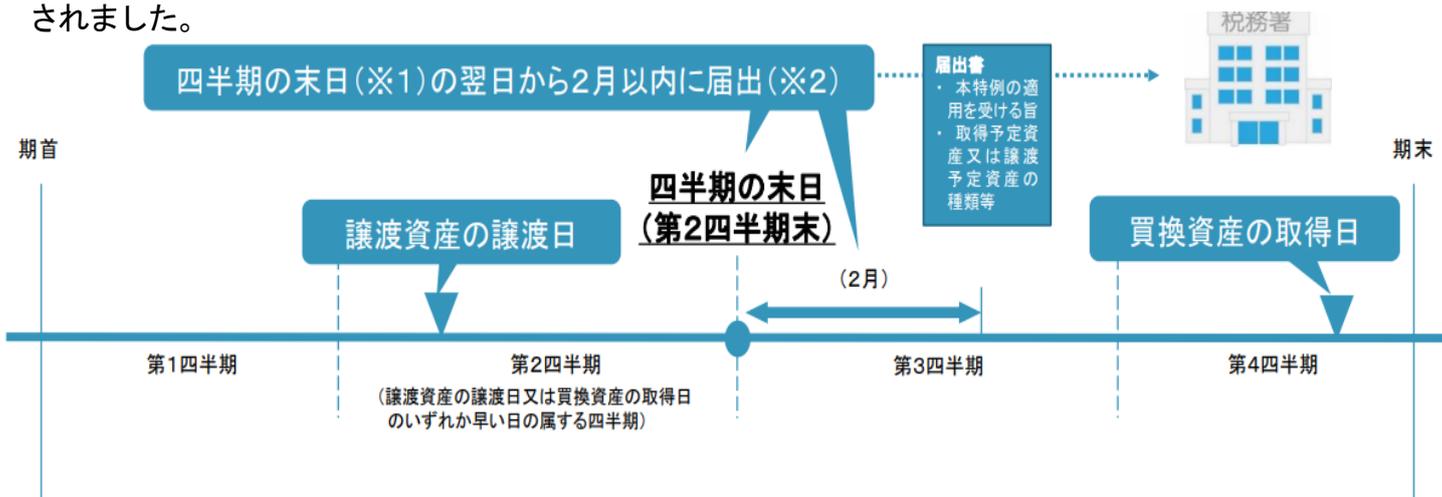
特定資産の買換え特例とは、一定の要件を満たした買い換えでその譲渡益の一定割合について圧縮記帳をすることで課税を繰り延べることができる制度です。

2. 対象資産・対象区域及び圧縮割合の見直し

改正前 (単位:%)				改正後 (単位:%)					
買換資産 譲渡資産	集中地域 以外の地 域	東京都特別 区以外の集 中地域	東京都 特別区	買換資産		集中地域以外の地域		東京都特別区	
				本店資産 以外	本店 資産	東京都特別区 以外の集中地域		本店資 産以外	本店 資産
集中地域以外の 地域		75	70	本店資産以外 本店資産		75		70	
上記以外	80			東京都特別区 以外の集中地域		見直し 90		80	
				東京都特別区 本店資産以外 本店資産				見直し 60	

3. 同一期中（年中）に資産の買換えをした場合の届出書の提出

特定資産の買換えをした場合の特例適用において、一定期間内に届出を行うことが新たな要件として追加されました。



※1 譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する四半期(その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の期間を生じたときは、その3月未満の期間))の末日をいいます(指令39の7②)。

※2 令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同日以後に買換資産の取得をする場合において本特例の適用を受ける資産について適用されます(改正法附則46③)。

出典：国税庁税制大綱

★ 改正により、**四半期ごとに届出の提出が必要となりましたので、買換えをご検討されている方は担当者へ必ずご連絡いただきますようよろしくお願い申し上げます。** 【熊本本部 下城】